○農林水産省告示第二百九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十四号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第二百九十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準の二の3の(7)の規定にかかわらず、平成二十七年四月三十日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○農林水産省告示第二百九十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準の二の3の(7)の規定にかかわらず、平成二十七年四月三十日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○農林水産省告示第三百号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百十九号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第三百一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年二月二十七日農林水産省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の合板の日本農林規格により格付の表示が付された合板については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての検査方法（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第三百三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年二月二十七日農林水産省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の合板の日本農林規格により格付の表示が付された合板については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての検査方法（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十六日から施行する。

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正